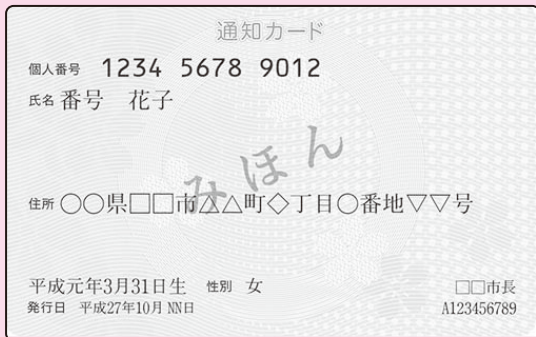


引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○**住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など
につながる**大切な手続**です。

○**住民の皆様**に送付している **身分証明書となる**
マイナンバーの「通知カード」 「**マイナンバーカード**」
(おもて面) (個人番号カード) (おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！ (法律上の義務です)

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

◆**住民票の異動の届出を！**
(転出届、転入届、転居届等)

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る

引越先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出

◆**マイナンバーの「通知カード」、**
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)
「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

※詳しくは、うきは市 市民生活課 住民係
(TEL75-4972)にお問い合わせください。

(正当な理由がなく住民票の
異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処され
ることがあります。)